

吉田町集中改革プラン実績報告書（概要版）

（計画期間：平成17年度～平成21年度）

町では、「吉田町行政改革大綱（第3次）」、「吉田町行政改革実施計画」などを集約する形で、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「吉田町集中改革プラン」を策定し、行政改革に取り組んできました。

計画期間の終了に伴い、実績報告書を取りまとめましたので、主な取り組みと成果について公表します。

事務事業の再編・整理、廃止・統合

1 事務事業の合理化及び行政評価システムの構築

- ・ ホームページをリニューアルし、「お問い合わせフォーム」を設置したことなどにより、アクセス数が増加（平成17年度1日平均130アクセス→平成21年度250アクセス）。
- ・ 事務事業のゼロベース検証の実施、新たな予算編成方針の構築に向けた枠配分予算の導入により、事業の見直し及び優先順位や新規財源の確保を意識。
- ・ 行政評価システムの構築に向けた試行を実施。今後は、総合計画及び予算と連動した制度設計を目指す。

2 高度情報化の推進

- ・ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施。また、庁舎内で使用するUSBメモリについて、「USBメモリ管理報告書」の毎月の提出を義務付け。
- ・ 住民異動届に係る本人確認等事務処理要綱を制定し、第三者による虚偽の住民異動を防止。
- ・ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入により、危機対策事案などに関する緊急情報を町民に瞬時に伝達するというシステムを構築。

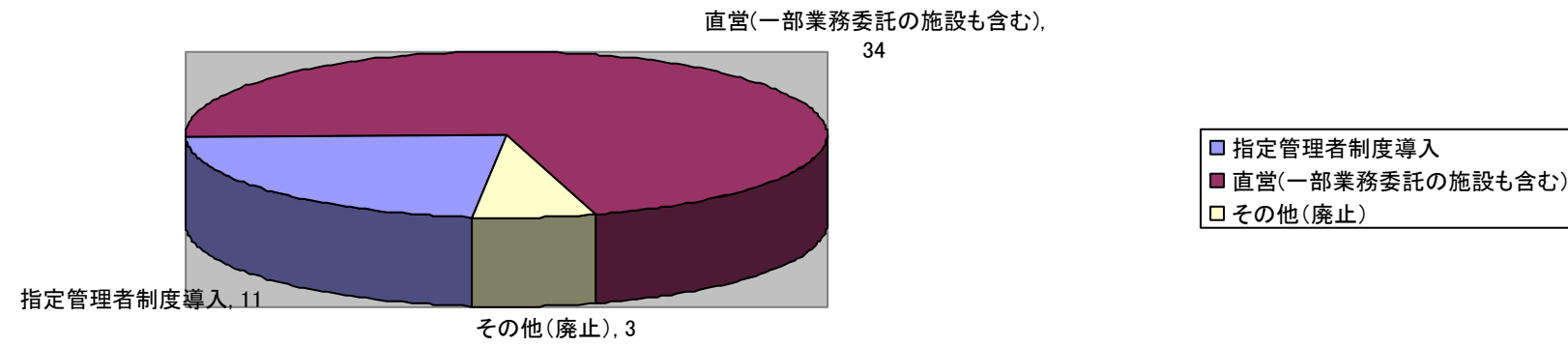
3 町民参加のまちづくり

- ・ 情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続法及び行政手続条例などの制度に基づく適切な事務処理を実施。
- ・ 各種計画の策定時に、パブリックコメント手続の実施、協議会などの開催、アンケートの実施などにより町民の声を反映させる手法を導入。
- ・ 消防団員への機能別団員、女性団員の登用により、消防力の強化や消防団員の確保が図られ、消防団組織が活性化。
- ・ 防犯まちづくり推進協議会による「防犯の日」制定、女性団体連絡協議会主催による「女性フェスティバル」の開催、吉田町ダンス健康づくり推進委員主催による「第1回吉田町パフォーマンス大会」の開催など、町民主体のまちづくりを展開。

民間委託等の推進

1 公の施設の取り組み

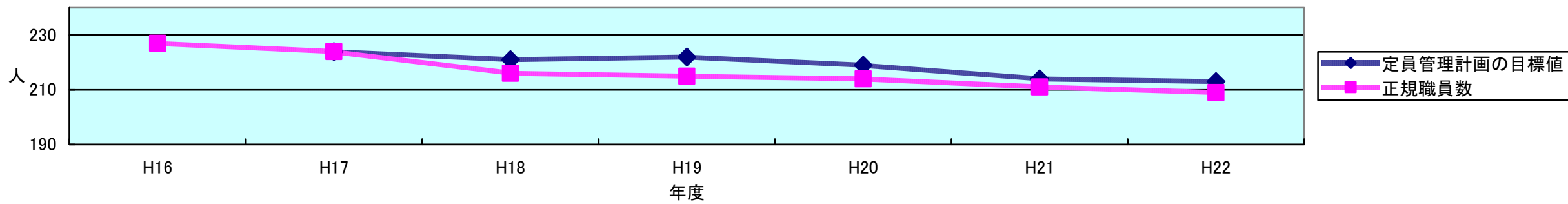
- 48施設について民間委託等を検討した結果、指定管理者に移行したものが11施設、直営施設が34施設（一部業務委託の施設も含む）、廃止した施設が3施設となった。



定員管理の適正化

- 1 平成17年度に策定した「吉田町定員管理計画」において設定した、4.91%の純減目標に対し、平成22年度4月1日現在で6.70%の純減を達成。

定員管理計画の目標値と正規職員数の推移



	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
定員管理計画の目標値		224 人	221 人	222 人	219 人	214 人	213 人
正規職員数	227 人	224 人	216 人	215 人	214 人	211 人	209 人
純減率 (H17 を基準)			3.57%	4.02%	4.46%	5.80%	6.70%

給与の適正化

1 在職20年以上の者の退職時特別昇給制度を廃止。

2 管理職手当の定額支給を開始。また特殊勤務手当の見直しを実施。

※ 特殊勤務手当の見直しについては、吉田町行財政構想改革推進本部が平成16年11月2日に決定した「行財政構造改革推進方針（第1次）」に盛り込まれ、平成17年度において自主的な対応として見直しを実施。「吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成17年12月13日条例第23号）に規定された特殊勤務手当の改正は次のとおり。

手当の種類	支給対象	支給額	改正に向けての対応
伝染病防疫作業手当	伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において防疫作業に従事した職員	1件1人500円	特殊勤務手当の支給要件に合致。支給継続。
犬猫等死体処理作業手当	犬猫等の死体処理作業に従事した職員	1件1人300円	特殊勤務手当の支給要件に合致。支給継続。
行旅病死人取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱作業に従事した職員	病人1件500円 死亡人1件10,000円	特殊勤務手当の支給要件に合致。支給継続。
自転車運転手当	公用自動車の運転を本務とする職員	月額1,500円	平成17年12月議会に改正条例を提案し、平成18年1月1日から廃止。
町税徴収及び調査手当	町税の賦課、徴収及び家屋調査等を本務とする職員	月額1,500円	平成17年12月議会に改正条例を提案し、平成18年1月1日から廃止。
道路舗装及び補修作業手当	道路の舗装及び補修作業を本務とする職員	月額1,500円	平成17年12月議会に改正条例を提案し、平成18年1月1日から廃止。
保育業務手当	幼児の保育及び給食作業を本務とする職員	月額1,500円	平成17年12月議会に、支給対象者の中から給食員を削る内容の改正条例を提案し、平成18年1月1日から施行。
清掃作業手当	清掃業務を本務とする職員	日額200円	平成17年12月議会に改正条例を提案し、平成18年1月1日から廃止。
家畜伝染病防疫手当	家畜の法定予防注射、定期検査を本業とする職員	月額1,000円	平成17年12月議会に「月額支給から、実際に想定している業務に従事した場合、日額600円を支給する」内容に改める改正条例を提案し、平成18年1月1日から施行。

経費節減等の財政効果

1 新たな起債借入額が当年度の元金償還額を上回らないよう借入金の残高を減額。

- 起債借入額及び元金償還額の推移(各年度の「決算書」及び「決算書参考資料」参照。単位：千円。)

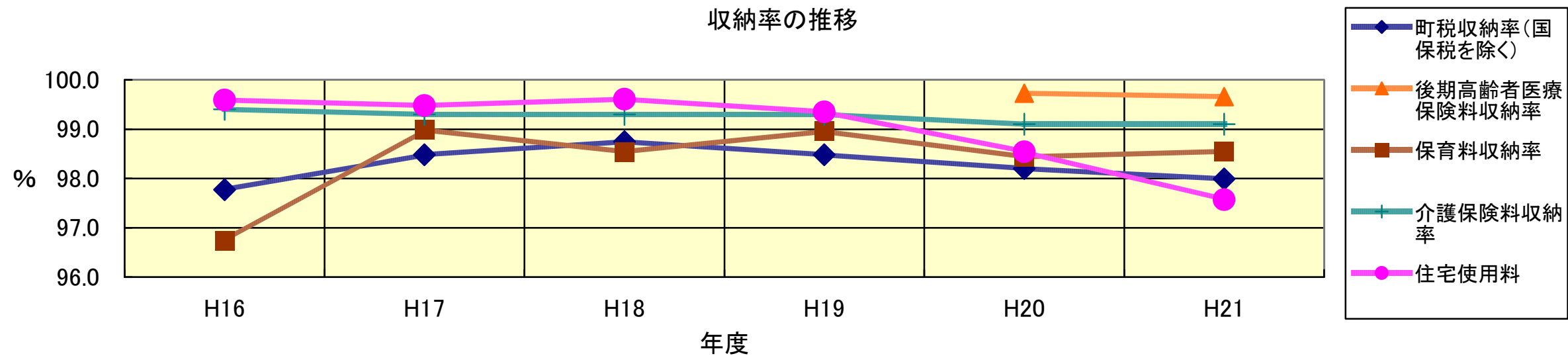
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
起債借入額	1,273,300	837,400	463,100	340,800	333,600	482,900
元金償還額	1,188,264	653,363	716,323	690,666	711,226	725,196
借入金残高	9,681,213	9,865,250	9,612,027	9,262,161	8,884,534	8,642,238

2 年間計画に基づく計画的な滞納整理及び滞納者の状況把握を行い、マニュアルに沿って的確・厳正な滞納整理を実施。

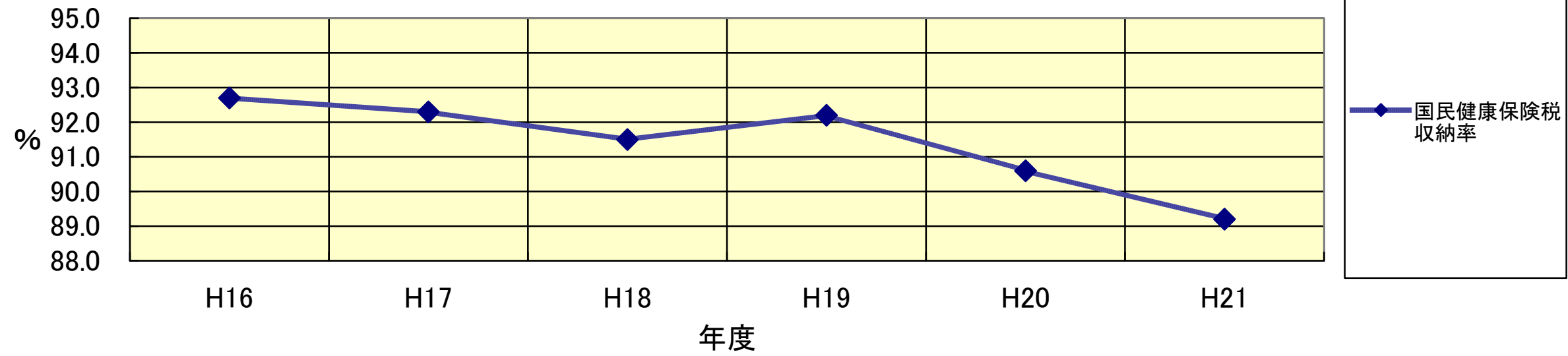
- 静岡地方税滞納整理機構移管事案件数及び支払金額など

	移管事案件数	機構への支払い金額	滞納金額(A)	納付金額(B)	割合(B/A)
平成 20 年度	10件	1,848,000 円	36,195,087 円	18,885,287 円	52.18%
平成 21 年度	5件	935,000 円	15,500,500 円	14,342,677 円	92.53%

- 収納率(現年度)の推移



国民健康保険税の収納率の推移

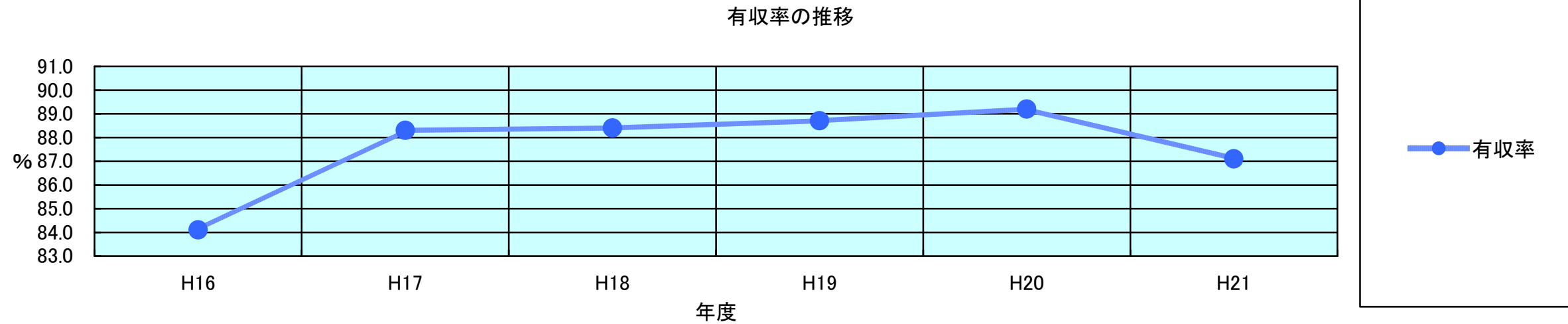


	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
町税収納率(国保税除く)	97.8%	98.5%	98.8%	98.5%	98.2%	98.0%
後期高齢者医療保険料収納率					99.7%	99.7%
保育料収納率	96.7%	99.0%	98.5%	99.0%	98.4%	98.6%
介護保険料収納率	99.4%	99.3%	99.3%	99.3%	99.1%	99.1%
住宅使用料収納率	99.6%	99.5%	99.6%	99.5%	98.9%	98.4%
国民健康保険税収納率	92.7%	92.3%	91.5%	92.2%	90.6%	89.2%

地方公営企業

1 水道事業会計

- ① 漏水調査の実施により、有収率が向上するよう努めた。



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
有収率	84.1%	88.3%	88.4%	88.7%	89.2%	87.1%

- ② 今後の水道行政の取り組むべき施策と経営的な戦略を示した「吉田町水道基本計画」を作成。
- ③ 給水停止措置執行マニュアルに基づく督促及び催告、電話、訪問、給水停止を実施し、収納率が向上(「3 収納率(現年度)の推移」を参照)。
- ④ 水道事業会計における特殊勤務手当を見直し。

- 「吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例」(平成17年12月13日条例第23号)に規定された特殊勤務手当の改正は次のとおり。

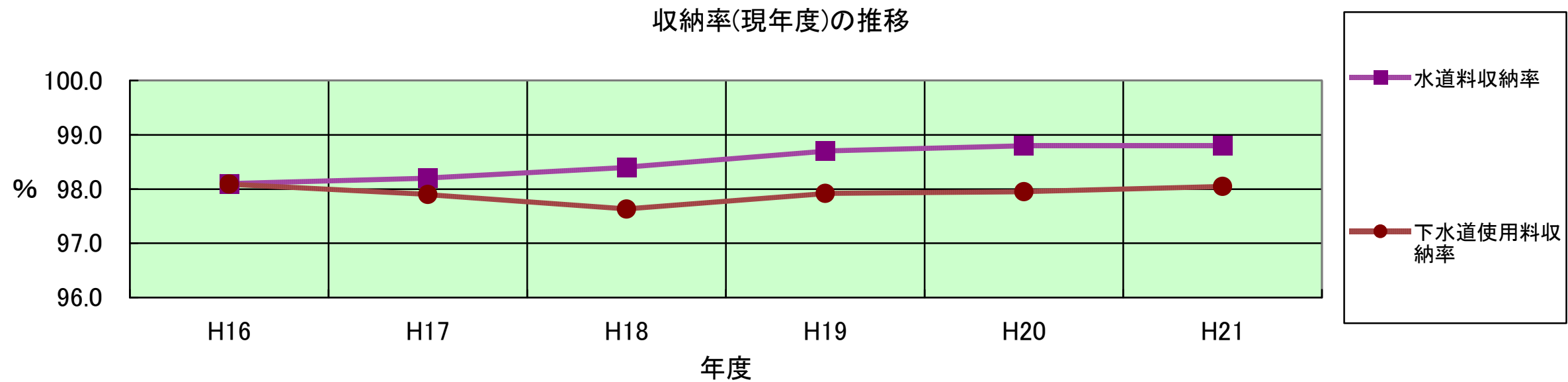
手当の種類	支給対象	支給額	改正に向けての対応
現場手当	主として水道工事に従事する職員現場手当	月額3,000円	運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成17年10月1日から廃止。(平成17年9月30日規程改正)
検針手当	検針の業務に従事した職員	1件4円	運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成17年10月1日から廃止。(平成17年9月30日規程改正)
事故整理手当	事故処理及び滞納整理に従事した職員	日額300円	運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成17年10月1日から廃止。(平成17年9月30日規程改正)
有害薬品取扱手当	塩素注入取扱作業に従事した職員	1回500円	特殊勤務手当の支給要件に合致する。支給継続。
水源管理手当	浄水場の官舎に常住し、取水場、浄水場及び配水場の維持管理に従事する職員	管理者の定める額	運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成17年10月1日から廃止。(平成17年9月30日規程改正)

自宅待機手当	休日及び週休日に修理当番を命ぜられ自宅待機したとき	日直手当の 100分の50	平成18年1月1日から、勤務形態を「吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」第12条に規定する宿日直勤務に改めた。平成17年12月に規程改正し、平成18年1月1日から廃止。
緊急呼出手当	正規の勤務時間以外に緊急呼出しを受けた業務に従事した職員	1回300円	平成18年1月1日から、緊急呼出しに係る金銭的措置は、時間外勤務手当に限る。平成17年12月に規程を改正し、平成18年1月1日から廃止。

2 下水道事業会計

- ① 普及率は5年間で通算8.3%上昇。水洗化率は平成16年度末時点74.5%に対し、平成21年度末時点では86.1%と11.6ポイント上昇。
- ② 料金改定は行っていないが、使用料収入を増加させ、対維持管理費率を向上させることができた。

3 収納率(現年度)の推移



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
水道料収納率	98.1%	98.2%	98.4%	98.7%	98.8%	98.8%
下水道使用料収納率	98.1%	97.9%	97.6%	97.9%	98.0%	98.1%

吉田町集中改革プランにおける「財政効果」

		財政効果					(千円)
		17	18	19	20	21	計
		75,346	120,526	146,732	123,785	133,542	599,931
V 経費節減等の財政効果	① 財政運営の効率化	0	40	80	220	500	840
	② 町税等の収納率の向上	43,077	64,036	50,480	31,683	16,545	205,821
	④ 国・県出金の有効活用	473	263	689	1,082	12,665	15,172
	⑤ 使用料及び手数料の適正化	48	148	384	400	401	1,381
	⑥ 遊休地の積極的な活用	9,011	0	10,700	9,616	0	29,327
	⑦ 人件費の削減	18,359	45,764	69,818	67,019	89,405	290,365
	⑧ 内部管理費の見直し	0	156	216	273	229	874
	⑨ 施設等維持の見直し	671	1,510	4,908	0	1,446	8,535
	⑩ 補助費等の整理・統合	3,707	8,609	9,457	13,492	12,351	47,616
			24,211	36,569	45,591	39,358	49,942
VI 地方公営企業	水道事業会計(「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況)	18,519	23,142	28,020	15,837	24,273	109,791
	・給与等の見直し	0	6,675	7,051	5,077	4,214	23,017
	・経費の節減	18,201	14,835	17,957	7,243	16,466	74,702
	・収益増加への取り組み	318	1,632	3,012	3,517	3,593	12,072
	下水道事業会計(「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況)	5,692	13,427	17,571	23,521	25,669	85,880
	・定員管理計画	0	0	0	0	380	380
	・経費の節減	0	0	0	1,050	1,061	2,111
	・業務委託	708	804	891	984	992	4,379
・収益増加への取り組み	4,984	12,623	16,680	21,487	23,236	79,010	
合計		99,557	157,095	192,323	163,143	183,484	795,602